

なごや 市民活動通信

2015
10月号
No.37
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 これだけは押さえて！ NPO事務局で取り扱う「マイナンバー」

シリーズ はち丸くんのちょこっとインタビュー（NPOアドバイザー編）
～間宮基文さん～

市民活動トピックス



NPOの事務にも関係あります！「マイナンバー」通知がいよいよ開始

「マイナンバー」

特定の個人を識別するための番号
税、社会保障、災害対策に利用

だんだん耳にするようになってきた「マイナンバー」。いよいよ今月からその通知が始まります。

マイナンバーは「特定の個人を識別するための番号」として、税、社会保障、災害対策の行政手続きで利用されますが、これがNPOの事務にも関係があることを知っていますか？たとえ団体の規模が小さくても、法人でなく任意団体であっても、マイナンバーを取り扱う可能性があるんです。

実際の利用は平成28年1月から始まります。それまでに必要な知識を得て、今から準備を始めましょう！

●10月から通知が始まる「個人番号」と「法人番号」

○個人番号：住民票記載の住所に簡易書留で、12桁の個人番号が書かれた「通知カード」送付

○法人番号：登記事項証明書記載の所在地に、13桁の法人番号が書かれた通知書送付

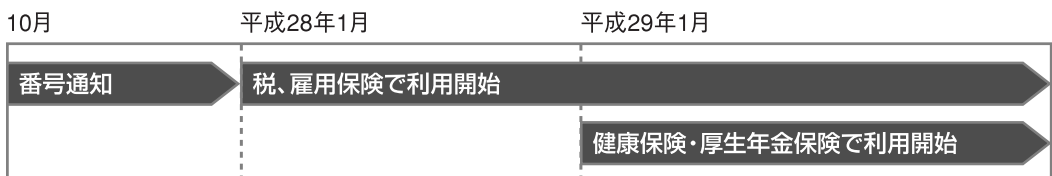
※任意団体であっても、国税に関する届出書を税務署に提出している団体には、法人番号が割り振られます

●「マイナンバー」を取り扱うのはこんなとき！

○職員の所得税や社会保障に関する手続き ○謝金を払う ○家賃を払う ○法人税等の申告

※NPO法人だけでなく任意団体も、マイナンバーを取り扱うことがあります

●NPOの事務に関わる、マイナンバー利用のスケジュール



つづきは、次ページ(P1)の「特集」へ！

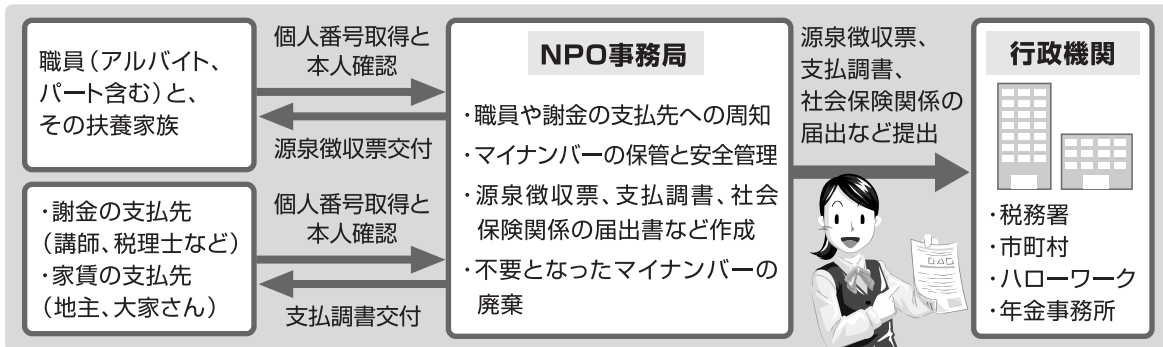
特集

これだけは押さえて！ NPO事務局で取り扱う「マイナンバー」

今月から各個人、各法人に「マイナンバー」の通知が開始され、平成28年1月からはNPOも税や社会保険の手続きで職員等のマイナンバーを取り扱うことになります。まずは、キホンのキを押さえましょう。

●「マイナンバー」の取り扱いフロー

※NPO法人だけでなく任意団体も取り扱うことがあります



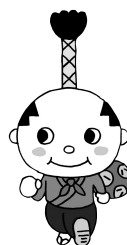
『中小企業のためのマイナンバー制度実務対応ガイドブック』(TKGシステム開発研究所、2015) 掲載図を元に作成

職員、講師や税理士など謝金を払う相手、地主や大家さんから、マイナンバー(個人番号)を教えてもらい適切に管理する必要があります。マイナンバーの取扱いについては、その利用範囲が制限されるなど、法律で厳しい保護管理が求められています。

●12月末までにやっておきたい9つのコト

マイナンバー取り扱い事務が始まるのは、1月から順次です。手続きによって利用開始日が異なります。

- 自分たちの団体ではどのようにマイナンバーを扱うのかについて、規程を作りましょう
 - ①自分たちの団体では何にマイナンバーを使うのか、その業務を洗い出しておく(その業務以外には使わない)
 - ②マイナンバーの事務取扱担当者・責任者を決める(担当者以外には取り扱わせない)
 - ③マイナンバーを取得する際の適切な本人確認の方法を知り、どの方法をとるのか決めておく
 - ④担当者以外がのぞき見できないよう保管方法を定める
 - ⑤書類やデータについて、法で定められた保存期限を確認し、廃棄方法を定める
- 情報管理体制の整備をしましょう
 - ⑥取得日、本人確認方法、用途、保管方法、廃棄日や廃棄方法などを記録する、運用記録簿を作る
 - ⑦使用するパソコンにウイルス対策を行い、給与ソフトはマイナンバー対応のものにアップデートする
- 職員(アルバイト、パート含)、謝金の支払相手などに周知しましょう
 - ⑧職員と、謝金や家賃の支払先に、通知カードの簡易書留の受け取りと、なくさないようお願いをする
 - ⑨マイナンバーの利用目的と取得方法、本人確認方法などについて、依頼文をつくるなどして周知する



●さらに知識を深めるには

- 制度全体について
 - 内閣官房 マイナンバー社会保障・税番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
まずは「よくある質問(FAQ)」や「事業者のみなさまへ」が入りやすいです
- 手続き書類の様式変更などについて
 - 国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
 - 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

(平成27年8月末現在の情報を元に作成)



はち丸くんのちょこっとインタビュー (NPOアドバイザー編) No.3

NPOの運営や会計などについて専門的な相談にのってくれる「NPOアドバイザー」。今回は、「NPOの設立、運営」の相談にのってくれる、間宮基文さんを紹介するよ!



■間宮基文さん

1997年からNPOのマネジメント支援に取り組む。また災害支援、国際協力、環境教育などの活動に携わる。得意分野は、NPO全般、組織運営、人材育成、組織・個人のエンパワーメント、チームビルディング。



子どもの頃の夢は何だった? NPO支援を始めたのはどうして?

夢は、大自然の中で動植物を相手に仕事をする事でした。NPO支援は、ある人から誘われたNPOの勉強会に参加したことが始まり。その後、神戸の震災支援で活動をしたことが、もうひとつのきっかけです。



相談される方へメッセージをおねがいします!

今までかかわってきた中間支援、国際協力、災害支援、環境教育などの活動経験をもとに、相談に応じさせていただきます。みなさんのお話を丁寧に伺い、一緒に問題を整理し、解決の糸口につながればと思っています。



間宮さんに相談できるのは10月29日(木)だよ。相談時間や相談内容は次のページを見て、相談してみようかなと思ったら、市民活動推進センターに電話してね!

7月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目的
ドラゴンズベースボールアカデミー [中区]	地域の子どもたちに対して、幼いころより野球に触れさせてその楽しさを体感させ、元プロ野球選手を中心としたコーチ陣による高度な技術を提供しトップアスリートの技能を体感させる事業を行い、若年層に見られる野球離れの解消を図り、野球振興及び次世代の健全な育成に寄与する
名古屋ベトナムネット [熱田区]	日本人、ベトナム人及び在日外国人に対し、文化の相互理解、交流、語学学習及び生活の支援に関する事業を行い、日本とベトナムの繁栄と発展に寄与するとともに、世界の平和に貢献する
「ベトナムに理想の学び舎を!」 [中区]	広く一般市民に対して、日本とベトナムの人材交流及び支援に関する事業、日本語学校の運営及び支援に関する事業を行い、異文化間の価値観の相違を乗り越えて、日本とベトナムの相互交流や関係深化を目指し、もって公益の増進に寄与する

7月に認定したNPO法人

名称(五十音順)	認定と仮認定の種別	主たる事務所	主たる活動分野	認定期間
権利擁護支援 「ぶらっとほーむ」	認定	緑区鳴子町4丁目2番地	保健・医療・福祉	平成27年7月23日～平成32年7月22日
つくし	仮認定	守山区守牧町19番地	保健・医療・福祉	平成27年7月31日～平成30年7月30日

7月末現在の所管法人数

★ 認証法人数 814法人 認定法人数 11法人 仮認定法人数 2法人





名古屋市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内

① 10/17 [土] ⇨ 14:00~16:30
 ② 10/24 [土] ⇨ 14:00~16:30

ボランティア コーディネーター研修

① 「人があつまる募集の仕方」
 ② 「長続きする受け入れ方」

ボランティアを受け入れるための基本的な考え方やボランティア募集のノウハウなどについて学びます。ボランティアを募集してもなかなか集まらない。ボランティアがすぐにやめてしまう。そんな悩みを抱えている団体の方必見の講座。

- 講 師: 織田元樹氏
(NPO法人ボラみより情報局代表)
- 定 員: 各回24名(先着順)
- 対 象: ボランティアの受入れをすすめる団体やメンバーを増やしたい団体
- 会 場: 市民活動推進センター集会室
- 参 加 費: 各回500円(片方だけの参加も可能)

10/31 [土] ⇨ 14:00~16:30 NPO入門講座 —NPOを交えて—

「NPOってなに?」「非営利とは?」「NPOとNPO法人はどう違うの?」「NPOってどうやって運営するのか?」など、NPOで活動している団体のお話もお聞きしながら、NPOの基礎的な知識を学びます。

- 講 師: 市民活動推進センター職員
- ゲスト団体: 認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋事務局 山内大輔氏
- 定 員: 30名(先着順)
- 会 場: 市民活動推進センター集会室
- 参 加 費: 500円

11/6 [金] ⇨ 14:00~16:00 NPO法人設立準備講座

自分たち自身でNPO法人を設立するんだ!という方向けの講座です。NPO法の概要、NPO法人を設立するために必要な事前準備や手続きなどについて学びます。

- 講 師: 市民活動推進センター職員
- 定 員: 30名(先着順)
- 会 場: 市民活動推進センター集会室
- 参 加 費: 500円

■NPOアドバイザーによる個別相談のご案内 [無料、要電話予約]

日 程	内 容	担当アドバイザー
10/24 [土] 10:00、11:30、14:00、15:30より各1時間	会計、経営判断全般、内部統制 (ルールづくり、理事監事の役割)	黒田朱里氏 (公認会計士)
10/29 [木] 15:00、16:30、18:00、19:30より各1時間	設立、運営 (団体立ち上げ・法人設立、組織体制、組織運営、広報)	間宮基文氏

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・参加動機をご記入下さい。名古屋市内で活動しているまたは活動する意志のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
 名古屋市市民活動推進センター
 TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
 E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
 URL: <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

スタッフの つぶやき

スタッフ: 鈴木

10月1日から、特定非営利活動法人が融資を受けるときに信用保証制度を利用することが可能になります。制度を正しく理解し、活用することで、資金調達の手段が増え、社会課題の解決に向かって、スムーズな計画・実行が可能となるかもしれません。ぜひお見知りおきを。

